

令和7年度 能代市立能代南中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月見直し

〇いじめ防止基本方針策定にあたって

能代南中学校では、教育目標である「自立進取を胸に刻み、どんな時代もたくましく生きる生徒の育成」を目指し、教育活動を推進している。

そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、本校の教育の質的向上を図る上でも重要な意味をもつものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、秋田県および能代市で策定された基本方針をもとに、全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために「いじめ防止基本方針」を定めるものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめが、どこでも、誰にでも起こりうるものという基本認識のもと、全ての生徒を対象に、未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会

管理職、生徒指導主事、養護教諭、生徒支援担当教員、学年主任等の教職員及び専門的知識を有する関係者からなるいじめ防止委員会を置き、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 定例職員会議、運営委員会

全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(3) 職員研修

共通認識のもと、防止対策や早期発見の体制づくりのために、職員研修の機会の充実を図る。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止

① 自己有用感の醸成

全ての生徒に対して、授業や行事の中で主体的に活躍できる場面を設定することで、互いに認め合い、心のつながりを感じられるようにする。

② 分かる授業づくり

互いの授業を見合う、見せ合うことによって授業規律の確立を図り、全ての生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を目指して改善に努める。

③ 生徒会を主体とした活動

「いじめ防止集会」等を生徒会主体で開催し、生徒の意見を取り入れながらいじめを防止していく風土を醸成していく。

③ SNSトラブルの予防

インターネットやSNSの適切な使い方について、機会を捉えて繰り返し指導していく。また、ネット安全教室を開催して生徒の意識を高める場を設定する。

④ 学級活動の充実

「学校生活アンケート」やQ-U検査等の結果を生かすことで、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

⑤ 道徳教育の充実

道徳の時間を中心として、相手の気持ちを考えさせる場を設定し、人権尊重や思いやりの心を育てる。

⑥相談体制の整備

「学校生活アンケート」後に教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努めるとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員、関係機関との連携を図る。また、生徒が相談者（教職員）を選んで行う教育相談期間を設けるなど、気軽に相談できる体制づくりをする。

⑦部活動の充実

部活動を通して、規律ある集団づくりや心のつながりを感じる絆づくりに努めることで、好ましい人間関係の形成を図る。

(2) 早期発見

①日々の観察と情報の共有化

生徒のささいな変化に気付く力を高め、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めるとともに、情報を共有することで見過ごしたり、見逃したりすることを防ぐ。（当事者の心理的な苦痛から捉え、積極的に認知していく。）

②アンケートの実施と教育相談

毎月「学校生活アンケート」を実施し、その結果をもとに教育相談を行い、いじめを早期認知できる体制を整える。

③保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者と学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めるとともに、必要に応じて関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(3) 事象への対処

①いじめの事実が確認された場合、被害生徒や通報した生徒の安全を確保した上で、加害生徒に対して被害生徒の心情を十分に考えさせるなどの適切な指導を行う。

②いじめをやめさせ、その再発を防止するために、被害生徒および保護者に対する支援と、加害生徒への指導および保護者への助言を継続的に行う。

③実態を的確に把握し、迅速に対応するために、校内体制及び組織を整備する。校長のリーダーシップの下、関係職員で役割分担しながら組織的に対応する。

④対処した後も、関係職員で注意深く観察していく。いじめが解消しているかは、いじめに係る行為が止んでいることと（目安として3か月）、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを勘案して判断する。（被害生徒、保護者と面談）

⑤発達障害等のある生徒への指導は、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた対応を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査組織の設置

いじめが重大事態であると認められる場合、市教育委員会へ報告し、学校の下に調査組織を設置する。組織には専門知識や経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 調査の実施

いじめ行為の事実関係を明確にするために、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。ただし、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合においては、市教育委員会が主体となって調査を行う。

(4) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会に報告する。調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、被害生徒及びその保護者に対し、適切な方法で提供する。

5 家庭・地域・関係機関との連携

(1) PTAの各種会議やホームページ、学校だより等による広報活動により、いじめ防止についての啓発を行い、家庭・地域に協力を求め、連携を深める。

(2) スクールカウンセラーや心の教室相談員等を活用し、相談体制を整備するとともに、専門的知識を要する関係者による研修会を行い、教職員の研鑽をはかる。

(3) 重大事態については、市教育委員会および所轄の警察署や児童相談所と連携して対処する。